

長久手市立乳児等通園支援事業所重要事項説明書

令和8年5月15日現在

1 施設の概要等

別紙「乳児等通園支援事業実施計画書（一般型用）」のとおり

2 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項の規定に基づき、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を実施します。

(2) 運営の方針

法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）その他関係法令等を遵守するとともに、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に準じ、法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の特性に留意して、利用する子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて事業を実施します。

3 実施する乳児等通園支援の内容（全体計画）

年齢	計画
全体	適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子ども及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言等を行います。
0歳児	1 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培います。 2 受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培います。 3 身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培います。
1・2歳児	1 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養います。 2 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養います。 3 周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養います。

4 利用料金等

(1) 金額

事業実施に必要となる日用品及び事業実施に伴い提供する便宜に要する費用等として以下の料金をご負担いただきます。

利用時間	利用料金
最初の1時間	300円(負担軽減認定者(※1)は100円)
以降30分ごと	150円(負担軽減認定者(※1)は50円)

(※1) 支援法第30条の15第3項に規定に基づき市町村が発行する乳児等支援支給認定証に、負担軽減に関する加算を認定する旨記載がある者（ただし、生活保護世帯は無料）

※ 利用日ごとに計算します。

※ 上記とは別に材料費等実費費用を徴収する場合があります。（徴収する際は事前にお知らせします。）

(2) 利用料金の納付方法

当日利用終了後、事業所にて現金徴収いたします。つり銭のないようにお願いします。

5 給食・おやつ等食事の提供

給食・おやつ等食事の提供は行いません。

6 利用開始及び終了に関する事項その他利用に当たっての留意事項

事項	留意事項等
利用開始について	<ol style="list-style-type: none">1 事前面談は「こども誰でも通園制度総合支援システム（以下「システム」という。）」から予約申込後、事業所から事前面談の承認を受けてください。2 事前面談時には、こどもと一緒に、事業所が指定する場所へお越しください。その際、健康保険証（マイナポータルに表示される被保険者資格情報がわかるもの、資格情報のお知らせ又はその写し、資格確認書の写し）・子ども医療費受給者証・親子健康手帳及び職員がお伝えしたものを持参ください。（こどもの怪我など緊急時等に備え適宜コピーをいただきます。）3 事前面談時に、こどもの特徴（家庭での過ごし方、離乳や食事・アレルギーの情報など）やご家庭での様子等を確認させていただきます。4 事業所の環境に慣れるまでの間及びこどもの状況等によっては親子通園をお願いする場合があります。（親子で利用することにより、こどもも不安を感じずに、通園できることが期待されますので、ご協力をお願いいたします。）5 こどもの状況等によっては条件を付した利用をお願いしたり、場合によっては利用をお断りする場合があります。6 事前面談の結果については、後日、事業所から連絡いたします。7 事業所から利用が承認された後に、システムから利用予約を行ってください。なお、<u>予約の開始は、利用希望日の4週間前（例：6月30日に利用希望の場合は6月2日）午前10時から受付開始となります。ただし、長久手市以外に居住する方は利用希望日の2週間前（例：6月30日に利用希望の場合は6月16日）午前10時から受付開始となります。（万一受付開始日時より前に予約をいただいた場合はキャンセルとさせていただきます。）</u> また、1月に利用できる時間は10時間までとなります。（最低利用時間は1時間とし、以後30分単位の利用でとなります。（未利用時間分を翌月以降に繰り越すことはできません。）8 利用予約後、事業所から予約確定の連絡をさせていただきます。<u>（利用予約をした時点では予約は確定していませんのでご注意ください。）</u>9 <u>利用予約の受付締切は、利用希望日の1週間前（例：6月30</u>

日に利用希望の場合は6月23日) 正午となります。(万一、受付締切後に予約をいただいた場合はキャンセルとさせていただきます。)

ただし、空き状況等によっては受付締切後でも予約いただける場合があります。ご希望の際は事業所の開所時間内に電話にて直接事業所へお問い合わせください。

- 10 こどもや保護者の基本情報等の登録や確認、施設の利用予約やキャンセル、予約時間の確認等についてはシステムで行ってください。なお、システムに登録している情報を踏まえ、事業を実施しますので、利用前にこどもや保護者の登録情報等に誤り等がないか確認をお願いします。(予約確定後に登録内容の修正等された場合は、お手数ですが事業所へご連絡ください。)

11 受入れ時及びお迎え時の留意点

(1) 受け入れ時

ア 屋外で過ごす場合がありますので、汚れてもよい服装でお越しください。また、こどもの状況等によっては、保育園在園児と交流する場合があります。

イ 持ち物については、別紙「長久手市立乳児等通園支援事業所への持ち物及びこどもの受入れ・お迎え時間について」を参照ください。

ウ 職員による検温及び視診等確認を受けた後、こどもの様子を職員に伝えるとともに、「長久手市立乳児等通園支援事業所連絡票」を職員へ提出し、記載内容等の確認を受けてください。

エ 職員から荷物の確認を受けた後、保護者にて事業所に設置してある二次元コードを読み取り、利用開始時間の登録をお願いします。

オ 受入れ及びお迎え時間の詳細については、別紙「長久手市立乳児等通園支援事業所への持ち物及びこどもの受入れ・お迎え時間について」を参照ください。

(2) お迎え時

ア 利用時間は遵守いただきますようお願いいたします。

イ 事務所に設置してある二次元コードを読み取り、利用終了時間の登録をお願いします。

ウ 職員に利用料金等をお支払いください。

エ 職員から領収書をお渡しします。

オ 必要に応じて職員からこどもの様子をお伝えします。

※ 初回利用時にはお迎え後に10分ほど面談を行いますのでお時間に余裕をもってお越しください。

カ 連絡票に記載する方と違う方がお迎えに来る場合には、連絡票に記載する方が、必ず事前に事業所へ連絡いただきますようお願いいたします。(必要に応じて、その場でお迎えに来る方の免許証等身分証を拝見する場合があります。)

キ お迎えの時間が変更になる場合は、事前に事業所へ連絡をお願いします。(超過料金等については別紙「長久手市立乳児等通園支援事業所の利用に関するキャンセルポリシー」を参照ください。)

	<p>ク 受け入れ時及びお迎え時間については、別紙「長久手市立乳児等通園支援事業所への持ち物及びこどもの受入れ・お迎え時間について」を参照ください。</p>
キャンセル及び超過料金等について	<ol style="list-style-type: none"> 1 キャンセルする場合はシステムから必要な手続きを行ってください。 2 キャンセルに関する注意点等については別紙「長久手市立乳児等通園支援事業所の利用に関するキャンセルポリシー」を参照ください。 3 12:00-13:00 等事業実施日時以外を予約いただいた場合や急遽休所となった場合、利用申込時間を超過した場合等必要に応じて、事業所にてシステムの利用申込時間数等を修正させていただきます。
利用終了について	<p>下記のいずれかの状態となった時は利用をお断りさせていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第6条の3第23項の規定を満たさなくなったとき（保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、企業主導型保育事業所への通園を開始したとき。） 2 法第6条の3第23項の規定を満たさなくなったとき（こどもの年齢が満3歳（3歳になる誕生日の前日）を迎えたとき） 3 別紙「長久手市立乳児等通園支援事業所 自然災害等発生時等における休所基準」に該当となった場合 4 事業所へ虚偽の申し出等を行ったとき。 5 他の利用者の迷惑となるような行為や事業所運営に支障をおよぼすような行為を行ったとき。
健康管理、病気の際の対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 こどもが病気や体調の悪い場合は、利用をご遠慮願います。熱がなくても下痢便が出る、咳・鼻水が多く出ているなど、体調がよくない時はお家でゆっくりお過ごし下さい。 2 こどもの状況や感染症により、利用をお断り又は早退いただく場合があります。また、体調不良が見られる場合は緊急で連絡させていただきます。 3 お薬はお預かりしません。
その他利用上の留意点等	<ol style="list-style-type: none"> 1 こども同士でおもちゃの取り合いなどトラブルにつながることもあります。危険のないように対応しますが、何らかのトラブルが起きた場合は状況をご説明いたしますので、ご理解のほどお願いいたします。 2 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）第33条の規定に基づき、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行う場合があります。 4 事業の実施等に関し、事業所からシステムに登録するメールアドレスへ連絡を行う場合があります。迷惑メールの受信制限などの設定をしている場合は、あらかじめ受信できるように設定等願います。

7 緊急時における対応

こどもに体調の急変や事故等があった場合、すみやかに保護者又は緊急連絡先へ連絡し、保護者等がお迎えに来所するまでこどもをお預かりしますが、緊急性を考慮して事業所で判断し、医療機関への連絡を行うことや救急車を呼ぶ等こどもの安全確保のため必要な措置を講じます。

8 非常災害対策等

事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、必要な措置を講じます。（避難場所と指定避難所については以下のとおりです。）

一時避難場所	長湫東保育園（長久手市東狭間 703 番地） ※災害の状況等によっては以下一時避難場所に一時避難する場合があります。 ・血の池公園（長久手市城屋敷 410 番地）
避難所	長湫東保育園（長久手市東狭間 703 番地） ※災害の状況等によっては以下避難所のいずれかに避難する場合があります。 ・南小学校（長久手市喜婦嶽 702 番地） ・長久手市まちづくりセンター（長久手市武蔵塚 101 番地 3)

9 苦情相談窓口

事業所運営に対するご意見・ご質問等をお聞きし、解決に努めるため下記のような責任者、担当者をお設けています。

相談・苦情受付担当者	長久手市役所子ども部子ども未来課保育係長久手市立乳児等通園支援事業所担当	TEL 0561-63-1111
相談・苦情解決責任者	長久手市役所子ども部子ども未来課長	TEL 0561-63-1111

(1) 苦情の受付

苦情は、面接・電話・書面などにより受け付けます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情は苦情解決責任者に報告します。

(3) 苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い解決に努めます。

※ 苦情受付担当者に直接言えないような場合や上記(3)で解決できない場合等の際は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申立てる事ができます。

10 虐待の防止のための措置について

(1) 事業所を利用する子どもの人権擁護・虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。

(2) 事業所の職員等による子どもへの虐待を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律等関係法令に基づき、児童相談所等の適切な機関に通報します。

1 1 個人情報の取り扱い

事業所が取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等の規定に基づき、事業に必要な範囲で適切に管理します。

なお、こどもの怪我など緊急の時は保護者の同意なく、個人情報を病院などに提供することがあります。

また、こどもの発達に応じた指導助言等を目的として、事業所運営に関係する職員が、関係機関等が所有するこどもの健康状態や発達状況等各種情報の閲覧、調査及び聞き取りを行うことがあります。

以下事業者は、事業の提供にあたり、利用申込者に対して、本書面に基づき施設の概要、従業者の勤務体制、乳児等通園支援の内容等重要事項を説明いたしました。

年 月 日

事業者 名称 長久手市立乳児等通園支援事業所

責任者 職名 長久手市役所子ども部子ども未来課長

氏名

私は、本書面により、上記事業者が提供する事業の内容等重要事項の説明を受け、上記事業者が提供する事業を利用することについて、同意いたします。

年 月 日

利用申込者(利用するこどもの保護者)

住所

氏名

(利用するこどもの氏名)

(利用するこどもとの続柄)

乳児等通園支援事業実施計画書(一般型用)

1 基本情報

(1)施設名称	長久手市立乳児等通園支援事業所		
(2)施設の所在地	長久手市東狭間703番地 長湫東保育園内		
(3)区分	一般型乳児等通園支援事業(専用室独立型)		
(4)受入年齢	0	歳から	2
			歳まで
(5)事業開始予定日	2026年6月1日		
(6)事業実施日時、提供を行わない日	実施時間:月曜日～金曜日(土曜、日曜、祝日、夏期(8月11日～16日)及び年末年始(12月28日～1月4日)は除く)午前9時～正午、午後1時～4時 ※別紙「長久手市立乳児等通園支援事業所 自然災害等発生時等における休所基準」に基づき休所する場合があります。 ※市長が特に必要があると認めるときは、実施時間を変更する場合があります。		
(7)利用料	利用料金(1時間当たり)	300	円
(8)キャンセル料	キャンセル料の有無	有	

キャンセル料が発生する場合の理由

別紙「長久手市立乳児等通園支援事業所の利用に関するキャンセルポリシー」の規定に基づき、利用可能時間数を消費します。

(9)給食・おやつ	給食の有無	無	費用	-	円
	おやつの有無	無	費用	-	円
(10)その他費用	その他の費用の有無	有	内容	材料費等実費費用(徴収する際は事前にお知らせします)	費用 実費 円

2 職員配置等に関する調査

(1) 職員の配置状況

定員のすべてを受け入れする際の配置人数を記入してください。

職員数	4	人	うち保育士資格者数	4	人	(利用定員)	(参考)
専従者数	4	人	うち保育士資格者数	4	人	0～2歳児	0歳児
						10	3
						人	人
							1歳児
							3
							人
							2歳児
							4
							人

(2)職務内容

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定される乳児等通園支援事業

3 施設設備状況調査

(1) 施設設備

設備	室数	乳児等支援事業を実施する面積	(参考)乳児等通園支援事業の基準面積	設置階
①乳児室				
②ほふく室	1	84.40 m ²	19.80 m ²	1階
③保育室	1	48.00 m ²	7.92 m ²	1階
④遊戯室				
⑤便所	有			

(2) 室別面積等

(各室の面積)

①乳児室	乳児等支援事業を実施する面積	利用人数	(参考)乳児等通園支援事業の基準面積	②ほふく室	乳児等支援事業を実施する面積	利用人数	(参考)乳児等通園支援事業の基準面積
0歳児			(1.65m ² /人)	0歳児	42.20 m ²	3人	9.90 m ² (3.3m ² /人)
1歳児			(1.65m ² /人)	1歳児	42.20 m ²	3人	9.90 m ² (3.3m ² /人)
③保育室	乳児等支援事業を実施する面積	利用人数	基準面積	④遊戯室	乳児等支援事業を実施する面積	利用人数	基準面積
0歳児			(3.3m ² /人)	0歳児			(3.3m ² /人)
1歳児			(3.3m ² /人)	1歳児			(3.3m ² /人)
2歳児	48.00 m ²	4人	7.92 m ² (1.98m ² /人)	2歳児			(1.98m ² /人)

(3) 防災等(保育室、遊戯室等を2階以上に設置する場合)

区分	要件	確認欄		
2階に設ける場合	○ア、イ及びカの要件に該当するものであること。			
3階以上に設ける場合	○アからクまでの要件に該当するものであること。			
要件	ア	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。		
	イ	保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。		
		2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
			避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
		3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
		4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階級の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
		ウ	イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。	
	エ	一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。		
		① スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。		
	② 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。			
オ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。			
カ	保育室等其他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。			
キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。			
ク	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。			

(4) 食事の提供(給食を実施している場合のみ記入)

・食事の提供方法 ・調理室の有無 ・加熱、保存等の機能を有する設備の有無

・(認可保育施設の場合)認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する

4 その他

(1) 地域との連携に関する取組

地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めます。

(2) 秘密保持に関する必要な措置(運営規程に規定されている場合は省略可)

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしません。

(3) 優先予約枠(長久手市に居住する者が優先して予約できる枠)の概要

(例 定員の半数程度(0歳児●名、1歳児●名、2歳児●名)について、長久手市に居住する者は1か月前から予約開始とし、長久手市外に居住する者は2週間前から予約開始とする)

原則、長久手市に居住する者は利用希望日の4週間前午前10時から予約開始とし、長久手市外に居住する者は利用希望日の2週間前午前10時から予約開始とする。

(4) その他(障がい児の受け入れ体制等)

障がい児等の受け入れについては、こどもの特性や職員体制等を踏まえ適宜対応します。

長久手市立乳児等通園支援事業所 自然災害等発生時等における休所基準

1 長久手市に暴風警報・暴風雪警報・危険警報及び特別警報が発令された場合

警報、危険警報、特別警報発令時および解除時の対応	
暴風警報、暴風雪警報、大雨危険警報、大雨特別警報、暴風特別警報及び暴風雪特別警報が午前6時現在発令されている場合	警報が解除されるまで休所します。ただし、正午までに解除された場合は、解除から1時間後に開所します。
正午までに解除されない場合	終日休所となります。
開所中に発令された場合	事業を中止し、保護者へ速やかに迎えに来てもらうよう連絡をします。

※ 前日に気象庁の台風情報で、翌日の開所中（午前9時から午後4時まで）に各種警報が発令される可能性が高い場合は、事前に休所となる場合があります。その際は、事前利用予約された保護者に休所の連絡をします。

※ 暴風警報、暴風雪警報、危険警報及び特別警報については、「長久手市」に発令された場合となります。

※ 保護者とこどもの安全確保のため、上記対応に限らない場合もあります。

2 熱中症特別警戒情報

午後2時に愛知県に「熱中症特別警戒情報（アラート）」が発表された場合、発表された日の翌日は終日休所となります。その際は、事前利用予約された保護者に休所の連絡をします。

3 地震

震度5弱以上の地震が発生した場合		地震発生当日は休所します。
開所中に発生した場合	震度5弱以上	事業を中止し、子どもの安全を確保します。事業所の安全が確認できたら室内待機、危険がある場合は避難所等へ避難し、保護者へ速やかに迎えに来てもらうよう連絡をします。
	震度5弱未満	事業を中止し、子どもの安全を確保します。事業所の安全が確認できたら事業の継続、危険がある場合は避難所等へ避難し、保護者へ速やかに迎えに来てもらうよう連絡をします。

4 南海トラフ地震

南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	休所の場合は、災害対策本部の判断に従い対応します。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	休所の場合は、災害対策本部の判断に従い対応します。

5 火災・不慮の事故など

事業所での火災発生や不慮の事故、設備不調等が発生した場合は、事業を中止し、こどもの安全を確保します。状況に応じて、避難所に避難等し、保護者に速やかに迎えに来てもらうよう連絡をします。

長久手市立乳児等通園支援事業所への持ち物及びこどもの受入れ・お迎え時間について

【受入れ時】予約時間の 10 分前から受入れをし、こどもの家庭での様子等を聞き取り、持ち物の確認をします。

◎ 利用日当日に、以下のものをお持ちください。(持ち物には全て記名をお願いします)

- ・ 着替え(服・ズボン・パンツなど1組以上、オムツ2～3枚)
 - ※ つなぎやフード付きの服、タイツはご遠慮ください
 - ※ 室内では転倒防止のため裸足で過ごします。
- ・ 帽子
- ・ おしりふき
- ・ ハンドタオル(手拭き)
- ・ 水筒やマグ(お茶か水を入れてきてください)
- ・ ビニール袋2枚(汚れた服と使用済みオムツを入れるもの)
- ・ お昼寝用のバスタオル等 2枚
- ・ 長久手市立乳児等通園支援事業所連絡票
- ・ その他事業所が指定するもの

【お迎え時】利用料金等の支払い及び職員がこどもの様子を保護者へお伝えしますので、

予約終了時間の 10 分前を目安にお迎えに来てください。

※ 利用終了時間は、子どもと退室する時間となります。

お迎え時間が遅れますと延長料金が発生しますのでご注意ください。

例 利用予約時間 9:00～12:00 の場合



長久手市立乳児等通園支援事業所の利用に関する
キャンセルポリシー

- 1 長久手市立乳児等通園支援事業所（以下「本事業所」という。）への利用予約が完了した時点より、長久手市立乳児等通園支援事業所の利用に関するキャンセルポリシー（以下「キャンセルポリシー」という。）の対象となります。キャンセルポリシーをご確認いただき、同意した上で、ご利用ください。
- 2 キャンセル等による利用料金や利用可能時間数等の取扱いについては別紙のとおりです。なお、こども誰でも通園制度総合支援システムを介したキャンセル連絡又は本事業所の開所時間内に電話による本事業所へのキャンセル連絡によって、キャンセル成立となります。
- 3 他の利用者の迷惑となるような行為や本事業所運営に支障をおよぼすような行為を行った場合、利用をお断りすることがあります。
- 4 台風等による荒天や災害の恐れがある場合その他やむを得ない事情により、緊急に利用をお断りさせていただくことがあります。この場合、「利用料金」や「材料費等実費費用」のキャンセル料は発生しません。また、「利用可能時間数」も消費していないものとして取り扱います。

（令和8年5月15日時点）

別紙 キャンセル等による利用可能時間数や利用料金等の取扱い

	利用可能時間数	利用料金・実費費用
利用日当日の午前0時より前にキャンセル	消費なし	発生しない
利用日当日の午前0時～利用申込時間前までにキャンセル	利用申込時間数を消費	<u>利用申込時間分</u> <u>発生する</u>
開始申込時間に遅れて来た		
利用申込時間より前に早退		
利用申込時間を超過して迎えに来た	利用申込時間数+ <u>超過時間数(※1)</u> を消費	利用申込時間分+ <u>超過時間分(※1)</u> 発生する
無断キャンセル	利用申込時間数を消費	発生しない

※ 市長が必要と認める場合は上記に限りません。

(※1) 利用申込時間数を超過した場合、すべて30分を単位として加算します。

例 9:00-11:00 を予約したが 11:35 に迎えに来た場合

- ・ 利用可能時間数
利用申込時間数 2 時間 + 超過時間数 1 時間 = 計 3 時間の利用可能時間数を消費
- ・ 利用料金
予約申込時間分 600 円 (300 円 × 2 時間) + 超過時間分 300 円 (150 円 × 2 (30 分 × 2 回)) = 900 円を事業所へ支払